

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定の改正について

※下線部：変更箇所

改正後	現行規定
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条 競技会終了後の車両検査</p> <p>1. 競技会公式車両検査終了後すべての参加車両は、車両故障あるいは損傷の有無にかかわらず、<u>下記のいずれかの方法により一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を受けなければならない。</u>オーガナイザーは、その結果についての「<u>自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票（以下「検査票」という）</u>」を全参加車両について作成すること。</p> <p>1) <u>オーガナイザーまたは当該参加者が用意した車両運搬車等の自走しない手段により、整備工場等に搬送され受験する。</u></p> <p>2) <u>オーガナイザーがレース開催場所に派遣する「指定自動車整備事業規則」第4条に定める自動車検査員または同等の知識・経験を有する二級自動車整備士以上の資格者（以下、「自動車検査員」という。）により受験する。</u></p> <p>2. 競技に参加した車両が、前項に従って<u>受験しなかった場合は、その競技成績は抹消され、かつ、その競技参加者、競技運転者および車両の以後の本レースへの参加は認められない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。</p> <p>第8条～第11条（略）</p> <p>第12条 本規則の施行</p> <p>本規定は、<u>2026年4月1日</u>より施行する。</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条 競技会終了後の搬送</p> <p>1. 競技会公式車両検査終了後すべての参加車両は、車両故障あるいは損傷の有無にかかわらず<u>オーガナイザーまたは当該参加者が用意した車両運搬車等の自走しない手段により、整備工場等に搬送され、一般の交通の用に供するのに 適するか否かの確認を受けなければならない。</u>オーガナイザーは、その結果についての検査票を全参加車両について作成すること。</p> <p>2. 競技に参加した車両が、前項に従って<u>整備工場等に搬送されなかった場合は、その競技成績は抹消され、かつ、その競技参加者、競技運転者および車両の以後の本レースへの参加は認められない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。</p> <p>第8条～第11条（略）</p> <p>第12条 本規則の施行</p> <p>本規定は、<u>2025年1月1日</u>より施行する。</p>

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定の統一解釈

1. (略)
2. 第7条 「競技終了後の車両検査」について：
統一解釈：
1) 本条第1項2)の検査で、一般の交通の用に供するのに適しないと判定された参加車両については、自走しない手段により整備工場等に搬送の上、必要な修理を受けるものとし、もし整備工場等に搬送されなかった場合は、本条第2項を適用する。
3. 本条第1項2)の方法で車両検査を実施する場合、「決勝レースの正式結果」は、車両保管解除後、競技に参加した全車両が本確認を受けるための、受付を完了した時点で発表することができる。
なお、決勝レース終了後に行われる再車両検査において、本確認で行われる検査項目を実施することができる。

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定の統一解釈

1. (略)
2. 第7条 「競技終了後の搬送」について：
統一解釈：
1) オーガナイザーは、「指定自動車整備事業規則」第4条に定める自動車検査員（以下、「自動車検査員」という。）をレース開催場所（サーキット）に派遣して、レース後に参加車両が一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を行なわせることができるものとし、これを本規定に定める整備工場等での確認とみなす。
2) 上記の検査で、一般の交通の用に供するのに適すると判定された参加車両については本規定第2項を適用しないが、一般の交通の用に供するのに適しないと判定された参加車両については、自走しない手段により整備工場等に搬送の上、必要な修理を受けるものとし、もし整備工場等に搬送されなかった場合は、本規定第2項を適用する。
3. 自動車登録番号標付車両によるレースにおいて「指定自動車整備事業規則」第4条に定める自動車検査員をレース開催場所（サーキット）に派遣して、レース後に参加車両が一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を行う場合、「決勝レースの正式結果」は、車両保管解除後、競技に参加した全車両が本確認を受けるための、受付を完了した時点で発表することができる。
なお、決勝レース終了後に行われる再車両検査において、本確認で行われる検査項目を実施することができる。

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定

細則 自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査および安全対策

1. レース開催前：

- 1) 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）は、オーガナイザーから本レース組織許可申請書の提出を受けた後、当該オーガナイザーに対し、それまでに提出された検査票に基づく参加車両履歴一覧表を開示する。
- 2) オーガナイザーは、上記1) による参加車両履歴一覧表に基づき、過去の本レースにおいて不具合を指摘された車両の参加について、以下の措置を講じること。
(1) ～ (2) (略)

2. レース開催中：

- 1) オーガナイザーは、参加車両の応急作業、整備工場等への搬送および整備作業を遺漏なく行うことができるよう以下の措置を講じること。
(1) ～ (2) (略)

2) (略)

3. レース終了後：

- 1) (略)
- 2) 競技参加者および競技運転者は、競技会終了後の車両検査にて起票された検査票の誓約文に署名しなければならない。
- 3) オーガナイザーは、上記2) による確認結果を記載した検査票をすべて回収し、「自動車競技の組織に関する規定」の第7条6に規定された書類とともに、競技会終了後14日以内にJ A Fに提出しなければならない。

以上

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定

細則 自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査および安全対策

1. レース開催前：

- 1) 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）は、オーガナイザーから本レース組織許可申請書の提出を受けた後、当該オーガナイザーに対し、それまでに提出された参加車両履歴一覧表を開示する。
- 2) オーガナイザーは、上記1) による参加車両履歴一覧表に基づき、過去の本レースにおける競技会終了後の整備工場等における車両検査で不具合を指摘された車両の参加について、以下の措置を講じること。
(1) ～ (2) (略)

2. レース開催中：

- 1) オーガナイザーは、参加車両の応急作業、整備工場等への搬送および整備作業を遺漏なく行うことができるよう以下の措置を講じること。
(1) ～ (2) (略)

(3) 競技会場に車両運搬車を配備し、参加者の希望により便宜を図ること。車両運搬車は、「自動車登録番号標付 車両によるレース開催規定」の第7条によるすべての参加車両の整備工場等への搬送が円滑に行うことができる台数を配備しなければならない。

2) (略)

3. レース終了後：

- 1) (略)
- 2) 正式結果発表後、すべての参加車両は、一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を受けるため、オーガナイザーまたは当該参加者が用意した車両運搬車等の自走しない手段により、整備工場等に搬送されなければならない。ただし、順位が認定されない車両は、正式結果発表前に整備工場等での確認を受けることができる。
- 3) 整備工場等への搬送後、すべての参加車両は、競技役員立会いのもと

競技会での車両故障あるいは損傷の有無にかかわらず「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票（以下「検査票」という）」による確認を受け、競技参加者および競技運転者は、「自動車登録番号標付車両によるレース開催規定」の第8条に基づき、同検査票の誓約文に署名しなければならない。

- 4) オーガナイザーは、上記3)による確認結果を記載した検査票をすべて回収し、「自動車競技の組織に関する規定」の第7条6に規定された書類とともに、競技会終了後14日以内にJAFに提出しなければならない。

以上